

本原原発第21号  
2023年10月 2日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

中部電力株式会社  
原子力部長 名倉 孝訓

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」における読み替えについて

弊社から2023年7月3日付け本原原発第4号にて届け出ました「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）につきましては、国土交通省組織令の一部を改正する政令に伴い、「防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、2023年10月1日から次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料：浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

以 上

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

<p>現行 (2023年7月1日付け修正届出)</p>	<p>読み替え後</p>	<p>理由等</p>
<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (3/4) (3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所-港間の陸上輸送時 (※2) 海上輸送等上記以外の輸送時 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※4) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※5) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※6) ファクシミリによる通報のみ実施</p> <p>8</p>	<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (3/4) (3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所-港間の陸上輸送時 (※2) 海上輸送等上記以外の輸送時 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※4) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※5) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※6) ファクシミリによる通報のみ実施</p> <p>8</p>	<p>国土交通省組織改定に伴う変更</p>

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行 (2023年7月1日付け修正届出)	読み替え後	理由等
<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (4/4) (4) 事業所外運搬での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) ファクシミリによる通報のみ実施</p> <p>9</p>	<p>別図2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (4/4) (4) 事業所外運搬での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1)</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - ファクシミリによる通報</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)</p> <p>(※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) ファクシミリによる通報のみ実施</p> <p>9</p>	<p>国土交通省組織改定に伴う変更</p>

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行 (2023年7月1日付け修正届出)	読み替え後	理由等
<p>別図2-7 緊急事態発生後(第2報以降)の通報又は報告経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時</p> <p>(※1) ファクシミリによる報告のみ実施 (※2) 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - - - ファクシミリ又は手渡しによる報告</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p>	<p>別図2-7 緊急事態発生後(第2報以降)の通報又は報告経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時</p> <p>(※1) ファクシミリによる報告のみ実施 (※2) 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>→ 電話又は口頭による連絡 - - - - - ファクシミリ又は手渡しによる報告</p> <p>☐ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p>	<p>国土交通省組織改定に伴う変更</p>